

**重要事項説明書**  
元気広場 横浜東山田 通所介護

2024年06月版

当事業者が下記事業所において提供する通所介護(以下「サービス」という)の内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

**1. 事業者の概要**

事業者の名称	ベクターライフ株式会社
主たる事務所	神奈川県横浜市都筑区早渕 3-34-41-1 階
事業者の電話番号	045-620-3194
代表者氏名	代表取締役 清 田 浩 之

事業所の名称	元気広場 横浜東山田
介護保険事業所番号	1473801601
事業所の所在地	神奈川県横浜市都筑区早渕 3-34-41-1 階
事業所の電話番号	0120-545-707、045-620-3195
指定年月日	平成29年11月1日
交通の便	横浜市営地下鉄グリーンライン 東山田駅より徒歩 5 分
通常の事業の実施地域	横浜市都筑区 横浜市港北区

**2. 事業所の職員の概要**

職種	資格	員数	勤務の体制
管理者		1 人	常勤兼務
生活相談員	社会福祉主事	2 人	常勤兼務 1 人・非常勤兼務 1 人
機能訓練指導員	看護師・准看護師	2 人	非常勤兼務 2 人
介護職員		5 人	常勤兼務 3 人・非常勤兼務 2 人
看護職員	看護師・准看護師	2 人	非常勤兼務 2 人

**3. 事業所の概要**

定員	1 日 40 名(午前 20 名・午後 20 名 1 日 2 単位)
機能訓練室	81.74 m <sup>2</sup>
その他の設備	・事務室 ・相談室 ・静養室 ・送迎車

**4. サービスの提供時間**

月曜日～土曜日 (祝日は営業する。)	午前の単位 9 時 15 分～12 時 15 分 午後の単位 13 時 30 分～16 時 30 分
営業をしない日 (変更の場合は事前にご案内 いたします)。	日曜日 12月29日～1月 4日 5月 3日～5月 5日 8月12日～8月15日

## 5. 利用者負担額等

(1) 当事業者のサービスの提供(介護保険適用部分)に際し、あなたにお支払いいただく利用者負担額を下表に示します。

利用者負担額(1回当り)							2024年06月改定	
項目	介護認定区分	単位数(1回)	介護報酬 (1回当)	介護報酬 (1ヶ月当)	負担 割合	利用者 負担額 (1回当)	利用者 負担額 (1ヶ月当)	
通常規模型 通所介護費 3時間以上 4時間未満	要介護1	370 単位	3,966 円		1割	397 円	0 円	
					2割	794 円	0 円	
					3割	1,190 円	0 円	
	要介護2	423 単位	4,534 円		1割	454 円	0 円	
					2割	907 円	0 円	
					3割	1,361 円	0 円	
	要介護3	479 単位	5,134 円		1割	514 円	0 円	
					2割	1,027 円	0 円	
					3割	1,541 円	0 円	
	要介護4	533 単位	5,713 円		1割	572 円	0 円	
					2割	1,143 円	0 円	
					3割	1,714 円	0 円	
	要介護5	588 単位	6,303 円		1割	631 円	0 円	
					2割	1,261 円	0 円	
					3割	1,891 円	0 円	
以下の加算を算定した金額	要介護1	460 単位	4,931 円	686 円	1割	<b>494 円</b>	<b>69 円</b>	
(1)個別機能訓練加算(Ⅰ)イ +56単位/回					2割	<b>987 円</b>	<b>138 円</b>	
					3割	<b>1,480 円</b>	<b>206 円</b>	
(2)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) +6単位/回	要介護2	516 単位	5,531 円	686 円	1割	<b>554 円</b>	<b>69 円</b>	
					2割	<b>1,107 円</b>	<b>138 円</b>	
					3割	<b>1,660 円</b>	<b>206 円</b>	
(3)科学的介護推進体制加算 +40単位/月	要介護3	576 単位	6,174 円	686 円	1割	<b>618 円</b>	<b>69 円</b>	
					2割	<b>1,235 円</b>	<b>138 円</b>	
					3割	<b>1,853 円</b>	<b>206 円</b>	
(4)個別機能訓練加算(Ⅱ) +20単位/月	要介護4	633 単位	6,785 円	686 円	1割	<b>679 円</b>	<b>69 円</b>	
					2割	<b>1,357 円</b>	<b>138 円</b>	
					3割	<b>2,036 円</b>	<b>206 円</b>	
(5)処遇改善加算Ⅳ +6.4%加算	要介護5	692 単位	7,418 円	686 円	1割	<b>742 円</b>	<b>69 円</b>	
					2割	<b>1,484 円</b>	<b>138 円</b>	
					3割	<b>2,226 円</b>	<b>206 円</b>	

(注1) 介護報酬は、所定の単位数に10.72円を乗じた額です。

(注2) 介護報酬に利用者の負担割合(1割、2割または3割)を乗じた金額が利用者負担額となります。

(注3) 実際にお支払いいただく利用者負担額は、毎月毎に利用実績を集計して計算した月毎の合計額となります。

(注4) 利用者負担額の月毎の集計の際は、先に1か月間の利用単位数を合算したあとに金額に換算しますので、端数処理によって上の表に記載の1回当りの金額の整数倍と相違することがあります。

(注5) 毎月でサービスの利用がなかった月については、利用者負担額は発生しません。

(注6) 利用者が生活保護受給者である場合は、生活保護法に基づく介護扶助の給付を受けられるため、介護報酬の利用者負担額は上の表の規定によらず所轄の福祉事務所(または福祉保健センター)から発行される介護

券に記載される金額となります。

(注7) 認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払いは受けられません。

#### ○ 各加算の内容

##### 【個別機能訓練加算(Ⅰ)イ】

以下のような機能訓練を提供する上で算定する加算です。

- ① バイク運動、マシン運動、レッドコード(スリング)運動などから種目を選択し、利用者毎に内容を個別に作成した個別機能訓練計画に基づいて機能訓練を実施します。
- ② 個別機能訓練計画は、利用者ごとに身体機能、および日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標を設定したうえで作成します。
- ③ 定期的な体力測定やヒアリング等による評価を行います。
- ④ 3ヶ月に1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者とその家族に対して、機能訓練の内容と進捗状況を説明し、訓練内容の見直しを実施します。
- ⑤ 看護師等の所定の資格を有する機能訓練指導員の直接指導による個別機能訓練を行います。

##### 【サービス提供体制強化加算(Ⅲ)】

サービスを直接提供する職員の30%以上が勤続7年以上である場合に算定される加算です。

##### 【科学的介護推進体制加算】

厚生労働省の科学的介護情報システム“LIFE”を活用し、利用者の心身状況のLIFEへの情報提供(情報は匿名化されます)と、それに対応したLIFEからのフィードバックを通所介護計画作成等に生かすための加算です。

##### 【個別機能訓練加算(Ⅱ)】

厚生労働省の科学的介護情報システム“LIFE”を活用し、利用者の心身状況および個別機能訓練の内容をLIFEへ情報提供(情報は匿名化されます)し、その情報提供に対応したLIFEからのフィードバックを個別機能訓練計画作成等に生かすための加算です。

#### (2) その他の費用

日常生活において通常必要とされる費用はあなたの負担となります。

#### (3) 利用者負担額等の支払い方法と時期

あなたが事業者を支払う利用者負担額等は月ごとに支払うものとします。毎月15日までに前月分ご利用いただいたサービスに対応する利用者負担額等の請求をいたしますので、27日までにお支払いください。お支払い方法は、原則として預金口座振替(自動引落とし)でのお支払いをお願いいたします。

#### (4) キャンセルと利用の変更

あなたのご都合によりキャンセル及び利用の変更の場合は、できる限り速やかに当事業所の担当職員までお知らせください。

## 6. 事業の目的

事業所に通う利用者に対し、適切な日常生活上の世話または支援、および機能訓練等を実施するサービスを提供することを目的とします。

## 7. 運営の方針

- (1) 要介護状態になった場合においても、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話または支援、機能訓練等の当該サービスを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。また、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減または悪化防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動などを含めた地域によるさまざまな取り組みを行う者との密接な連携を図り、総合的にサービスを提供することに努めます。
- (3) 事業の実施にあたっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

## 8. 従業者の研修

事業所は、従業者の資質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとします。

- ① 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
- ② 継続研修 年 1回以上

## 9. サービスの利用方法

### (1) 利用開始

- 居宅介護支援事業者等が、当事業所でのサービスを行う旨の「居宅サービス計画」が作成されます。
- 当事業者に連絡くだされば、当事業所の担当職員がサービスの内容をご説明します。
- この説明書によりあなたからの同意を得た後、当事業所の管理者等が通所介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

ア あなたのご都合でサービスを終了する場合。

サービスの終了を希望する日の15日前までに文章で申し出てください。

イ 当事業者の都合でサービスを終了する場合。

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

この場合は、サービス終了日の1ヶ月前までに、文書によりあなたに通知します。

ウ 自動終了：次の場合は、サービスは自動的に終了となります。

- ・ あなたが介護保健施設に入院又は入所した場合。
- ・ あなたが要介護 1～5 以外と認定された場合。
- ・ あなたが亡くなったとき。

エ その他

- ・ 当事業者が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、あなたやあ

あなたの家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業者が破産した場合、あなたは文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。

- ・ あなたがサービスの利用料金を1ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、あなたが当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書であなただけに通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。
- ・ あなたの都合によってサービスの利用のない期間が歴月で2か月以上継続した場合、この契約を終了させていただく場合があります。

## 10. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) その日の体調に合わせたサービスの提供を心掛けますので、体調の変化等がありましたら、当事業所の担当職員までお申し出ください。
- (2) やむを得ない理由がある場合には、利用時間変更のご相談に応じます。ただし、利用時間の延長には応じられません。
- (3) 現在服用中のお薬がある場合は必要分をご持参ください。
- (4) 杖・装具等日常生活に必要なものがある場合には、それらをご持参ください。
- (5) 当事業所で認めていない飲食物を持参することをご遠慮願います。
- (6) その他、当事業所において事前に周知しておく必要のある事柄がある場合には、当事業所の担当職員にご連絡ください。

## 11. サービスの内容

当事業者があなたに提供するサービスは以下のとおりです。

運動器機能訓練 生活相談 送迎 その他の自立への支援
-------------------------------------

- ・ サービスの提供は懇切丁寧に行い、サービスの提供方法等についてあなたに分かりやすく説明します。
- ・ サービスの提供に用いる設備・器具等については、安全・衛生に常に注意を払い、特にあなたの身体に接触する設備・器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。

## 12. 第三社評価の実施状況

実施なし

## 13. 緊急時の対応方法

サービスの提供中にあなたに容体の変化があった場合は、速やかに契約時ご指定のあったあなたの緊急連絡先または主治医等に連絡します。

## 14. 非常災害対策

非常時の対応	避難場所 横浜市立勝田小学校
平常時の防火訓練等	6ヶ月に1度程度実施
防災訓練	1年に1度程度地域防災訓練に参加

## 15. 苦情処理

あなたは、当事業者のサービスの提供について、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。あなたは、当事業者に苦情を申し立てることにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口 担当 施設長(管理者) 佐藤恒男

電話番号 045-620-3195

FAX 045-620-3196

この他、市区町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

横浜市役所(本庁)	担当窓口	事業指導室
	電話番号	045-671-3413
都筑区役所	担当窓口	高齢・障害支援課
	電話番号	045-948-2306
港北区役所	担当窓口	高齢・障害支援課
	電話番号	045-540-2325
神奈川県 国民健康保険団体連合会	担当窓口	介護苦情相談
	電話番号	045-329-3447

以上

当事業者は、サービスの提供にあたり、この重要事項説明書により重要事項を説明しました。

2024年 月 日

事業者 所在地 神奈川県横浜市都筑区早渕 3-34-41-1 階

名称 ベクターライフ株式会社

事業所名 元気広場 横浜東山田

説明者(自署) .....

私は、この重要事項説明書により、サービスに関する重要事項の説明を受け、内容に同意し、その交付を受けました。

2024年 月 日

利用者 住所

氏名(自署) ..... 印

(自署の場合は押印を省略できます)。

代理人若しくは家族(利用者自署の場合は記入不要)

住所 .....

氏名 ..... 印

(続柄 )